

第2次健康はちのへ21最終評価及び第三次八戸市健康増進計画の策定について

1 第2次健康はちのへ21の最終評価

本計画では、早世の減少と健康寿命の延伸を図ることを目標に、健康づくりの様々な取組を推進してきたが、早世の減少については、依然として全国下位が続いており、さらなる減少を目指す必要がある。また、県の健康寿命も延伸しているものの、男性の健康寿命は全国と差があり、さらなる延伸を目指す必要がある。

本計画の健康づくり戦略である、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「循環器疾患」の領域において悪化が多くみられたほか、全領域に悪化の項目があるため、引き続き健康づくりの推進が必要である。また、ライフステージではアンケート調査より、青年期から壮年期にかけて生活習慣の改善が必要な傾向がみられた。

八戸市(全国)		H23	R4
壮年期死亡 の割合	男性	21.0(16.2)	9.9(9.4)
	女性	11.3(8.7)	5.9(5.0)

青森県(全国)		H22	R1
健康寿命	男性	68.95(70.42)	71.73(72.68)
	女性	73.34(73.62)	76.05(75.38)

領域全体の評価結果

領域 (指標数)	評価結果				
	A 目標達成	B 改善傾向	C 変わらない	D 悪化	E 評価困難
栄養・食生活(10)	1	3	0	6	0
身体活動・運動(3)	0	0	1	2	0
こころの健康(17)	10	0	3	4	0
喫煙(11)	3	3	0	1	4
飲酒(7)	0	2	0	1	4
歯・口腔の健康(18)	3	6	1	2	6
がん(15)	0	11	0	4	0
循環器疾患(20)	5	3	1	11	0
糖尿病(7)	2	4	0	1	0
合計(108)	24	32	6	32	14

2 次期計画の方向性

- ・第2次健康はちのへ21は終期を迎えるため、次期計画を策定する必要がある。
- ・次期計画の名称は、第三次八戸市健康増進計画とする(県計画の名称との整合性)。
- ・八戸市健康増進計画「第2次健康はちのへ21」で達成できなかった指標については、継続して改善に向けた取組を行う必要がある。
- ・「健康日本21(第三次)」では、新たな視点として健康に関心の薄い層も含めた「誰一人取り

残さない健康づくり」「より実効性を持つ取組の推進」を挙げており、新たに「女性の健康」、「自然に健康になれる環境づくり」、「他計画との施策の連携」などを取り入れることとしている。関連計画との調和・整合性を図りながらこれらを勘案し、計画を作成する。

・生活習慣の改善(一次予防)に重点を置いた計画とし、最終評価で明らかになった性差及びライフコースに応じた健康課題へ取組の推進に努める。また、心身の健康を増進する健全な生活を実践し定着できるよう、実効性のある取組が必要である。

3 第三次八戸市健康増進計画について

3-1 策定の趣旨

平成 15 年2月に健康はちのへ 21、平成 25 年7月には、第2次健康はちのへ 21 を策定し、健康づくりに関する取組を推進してきた。

第三次八戸市健康増進計画は、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」及び県の「第三次青森県健康増進計画」、第2次健康はちのへ 21 の最終評価を踏まえ、目指す姿を「すべての市民が健やかで、生き生きと暮らせるまち」として策定する。

3-2 目標

早世の減少※1と健康寿命の延伸※2

3-3 取組

目指す姿を実現するため、次に示す3つの領域について、より実効性をもつ取組を推進する。

領域1:個人の主体的な健康づくり

市民一人ひとりが、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善(リスクファクターの低減)に加え、こうした生活習慣の定着等によるがん、生活習慣病(NCDs:非感染性疾患)の発症予防、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に関する取組を推進する。

領域2:社会環境の質の向上

社会全体で健康的な食環境や身体活動・運動を促す環境、受動喫煙の防止等、自然に健康になれる環境づくりについて取組を推進する。また、市は誰もがアクセスできる健康情報を発信し、情報を入手・活用できるよう普及啓発に取組み、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた生活習慣病の発症予防・健康づくりを推進する。

領域3:ライフコース※3を踏まえた健康づくり

個人の現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受けるほか次世代の健康にも影響を及ぼす場合がある。このことを踏まえ、性差やライフコースを踏まえた健康づくりを他の健康づくりに関連する計画及び施策と連携やICTを利活用し、引き続き取り組む。

※1 早世の減少:全死亡数に占める壮年期死亡の割合の減少

※2 健康寿命の延伸:平均寿命の増加を上回る健康寿命であること

※3 ライフコース:胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えたもの

3-4 計画の期間について

令和7年度から18年度までの12年間とする。

3-5 計画の策定に向けた検討会議

庁内関係課検討会議、健康福祉審議会健康・保健部会において検討する。